

簿記・会計 解説

第1問

B. 資料1の取引の仕訳は以下の通り

| | | | | | |
|-------|---|-------|--------|-------|--------|
| 2月1日 | : | 当座預金 | 5,000 | 手形借入金 | 5,000 |
| 3月1日 | : | 当座預金 | 10,000 | 社債 | 10,000 |
| 3月30日 | : | 未払配当金 | 400 | 当座預金 | 400 |
| 5月10日 | : | 当座預金 | 60,000 | () | 45,000 |
| | | | | [ソ] | 15,000 |
| 8月31日 | : | 社債利息 | 150 | 当座預金 | 150 |
| 9月30日 | : | 支払手形 | 5,000 | 当座預金 | 5,120 |
| | | 支払利息 | 120 | | |

3月30日の配当金は $8,000 \text{ 株} \times 50 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円} = 400 \text{ 千円}$ により計算される。また8月31日の社債利息と9月30日の手形借入金の利息の金額は資料2より上の金額となる。

資料3の取引の仕訳は以下の通り

| | | | | | |
|-------|---|------|-----------|------|-----------|
| 3月1日 | : | 有価証券 | 3,000 | 当座預金 | 3,000 |
| 5月10日 | : | 有価証券 | [又],[ネ]00 | 当座預金 | [又],[ネ]00 |

問1. 資料1、5月10日の取引において、株式の払込金は資本金とすることが原則である。しかし、払込金の2分の1を超えない金額を資本金としないことができる。

取引では $\text{¥}60,000$ の払込金を $\text{¥}45,000$ と $\text{¥}15,000$ に分けている。このうち払込金の2分の1を超えない $\text{¥}15,000$ を資本金とせず、資本準備金として仕訳をする。よって5月10日の仕訳は以下の通り

| | | | | | |
|-------|---|------|--------|-------|--------|
| 5月10日 | : | 当座預金 | 60,000 | 資本金 | 45,000 |
| | | | | 資本準備金 | 15,000 |

以上より [ソ] には 1. 資本準備金が入る。また資料1の仕訳から

- [タ] = 9. 手形借入金
- [チ] = 7. 社債
- [ツ] = d. 未払配当金
- [テ] = 5. 社債利息
- [ト] = 0. 諸口

資料3の仕訳から

- [ナ] = 2. 有価証券
- [ニ] = 2. 有価証券

問2. 3月1日に発行した社債の利率を年 $x\%$ とする。この社債の一年ごとの利息は

$$\text{¥}10,000 \times \frac{x}{100} = \text{¥}100x$$

利払いは年2回であるため、支払日ごとに払われる額は $\text{¥}100x \div 2 = \text{¥}50x$ 。

8月31日に支払われた利息は $\text{¥}150$ であるため、 $50x = 150 \Rightarrow x = 3$ 。つまり利息は年 3.0% となる。

5月10日に購入した株式は一株 $\text{¥}60$ であるため、総額で $100 \times \text{¥}60 = \text{¥}6,000$ さらに手数料の $\text{¥}100$ も払ったため、支払われた総額は $\text{¥}6,100$ となる。